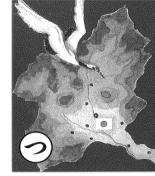




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月20日(水) 号外(第2号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第173号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年6月20日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド（通称Methoxyacetylfentanyl）及びその塩類
- (2) 2-（{[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル）フェノール（通称名25I-NBOH、2C-I-NBOH）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年6月21日